

三重県水道災害広域応援協定

三重県水道災害広域応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、濁水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため、県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を織り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

- 2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。
- 3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

- 2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。
- 3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

- 2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。
- 3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

(本部等の設置)

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

- 2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。
- 3 本部は、環境安全部内に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、渇水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

(応援)

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

- 2 ブロックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めるとき、本部へ応援を要請する。
- 3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。
- 4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。
- 5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに前条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

- 2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。
- 3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめたうえ、本部又は委員会へ報告するものとする。

(応援の内容)

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び復旧用資機材の供出
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表(別記第2及び第3号様式)により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村等が派遣する職員(以下「応援職員」という。)は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

(受援体制)

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。
 - (2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。
 - (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。
 - (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。
- 2 前項各号の定めにより難いときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

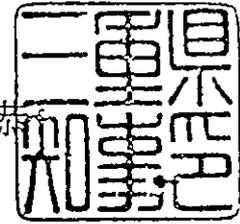
第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書70通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年10月21日

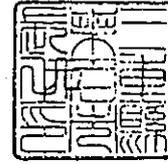
三重県知事

北川 正 恭



桑名市長

水谷



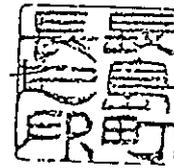
多度町長

伊藤 宗



長島町長

伊藤 仙



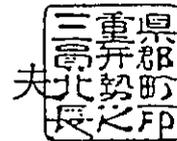
木曾岬町長

古村



北勢町長

加藤 昭 夫



員弁町長

太田 嘉 明



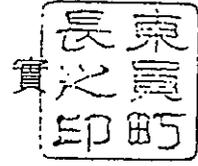
大安町長

日沖



東員町長

伊藤 仁



藤原町長

伊藤 正



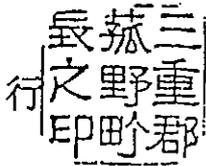
四日市市長

井上 哲



菟野町長

服部 忠



楠町長

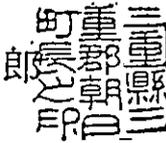
堀木



朝日町長

安達

誠六郎



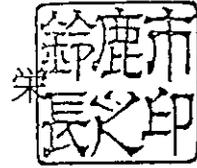
川越町長

山田 信



鈴鹿市長

加藤



龜山市長

田中

亮



関町長

清水

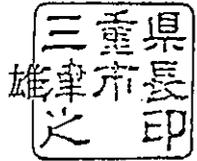
孝



津市長

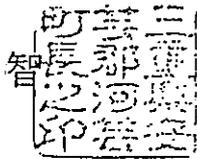
近藤

康



河芸町長

米倉



芸濃町長

横山

雅



美里村長

新

義



安濃町長

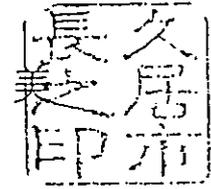
坂野

英



久居市長

藤岡和



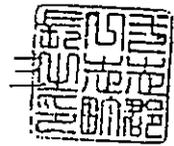
香良洲町長

鈴木一



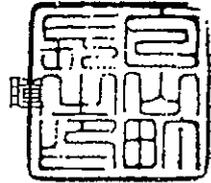
一志町長

前山禮



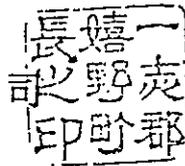
白山町長

山岡



嬉野町長

笹井健



美杉村長

結城



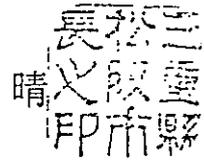
三雲町長

黒宮哲



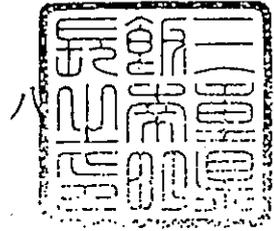
松阪市長

奥田 清



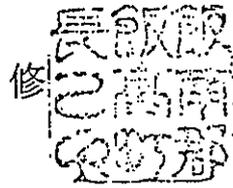
飯南町長

田中 修



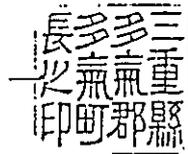
飯高町長

石橋 修



多気町長

小林 英



明和町長

木戸口 眞



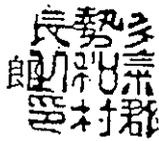
大台町長

千原 淳



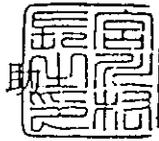
勢和村長

林 道



宮川村長

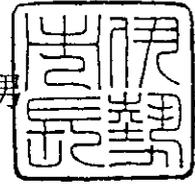
山本 泰



伊勢市長

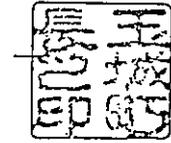
水谷光

男



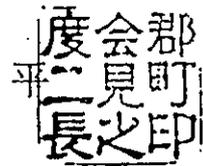
玉城町長

中瀬信



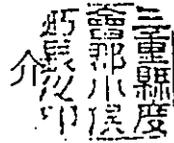
二見町長

井戸龍



小俣町長

奥野英



南勢町長

世古好



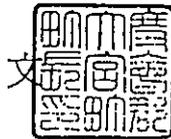
南島町長

稲葉輝



大宮町長

柏木廣



紀勢町長

谷口友



御 齒 村 長

北 村 榮



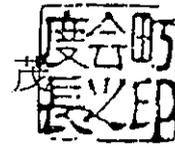
大 内 山 村 長

小 倉 文



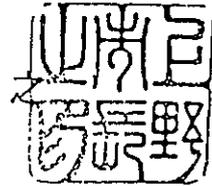
度 会 町 長

大 野 幸



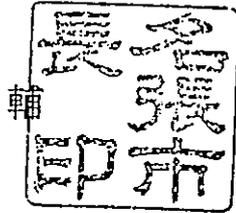
上 野 市 長

今 岡 睦



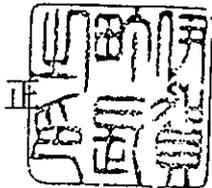
名 張 市 長

富 永 英



伊 賀 町 長

垂 井



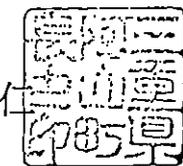
島 々 原 村 長

稻 森 稔



阿 山 町 長

内 保 博



大山田村長

福岡達



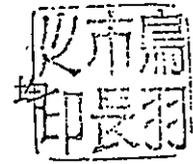
青山町長

松原美



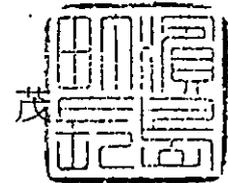
鳥羽市長

井村



浜島町長

柴原康



大王町長

橋爪政



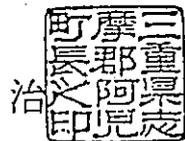
志摩町長

井田久彌



阿児町長

森本隆



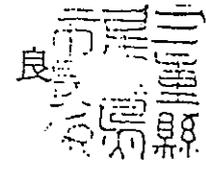
磯部町長

西井一



尾鷲市長

杉田 晴



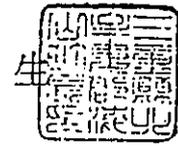
紀伊長島町長

大内



海山町長

塩谷 龍



熊野市長

西地 茂



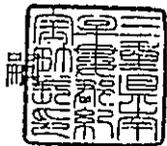
御浜町長

奥西



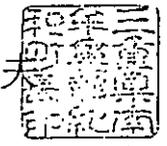
紀宝町長

新宅 孝



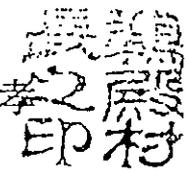
紀和町長

中浦 敏

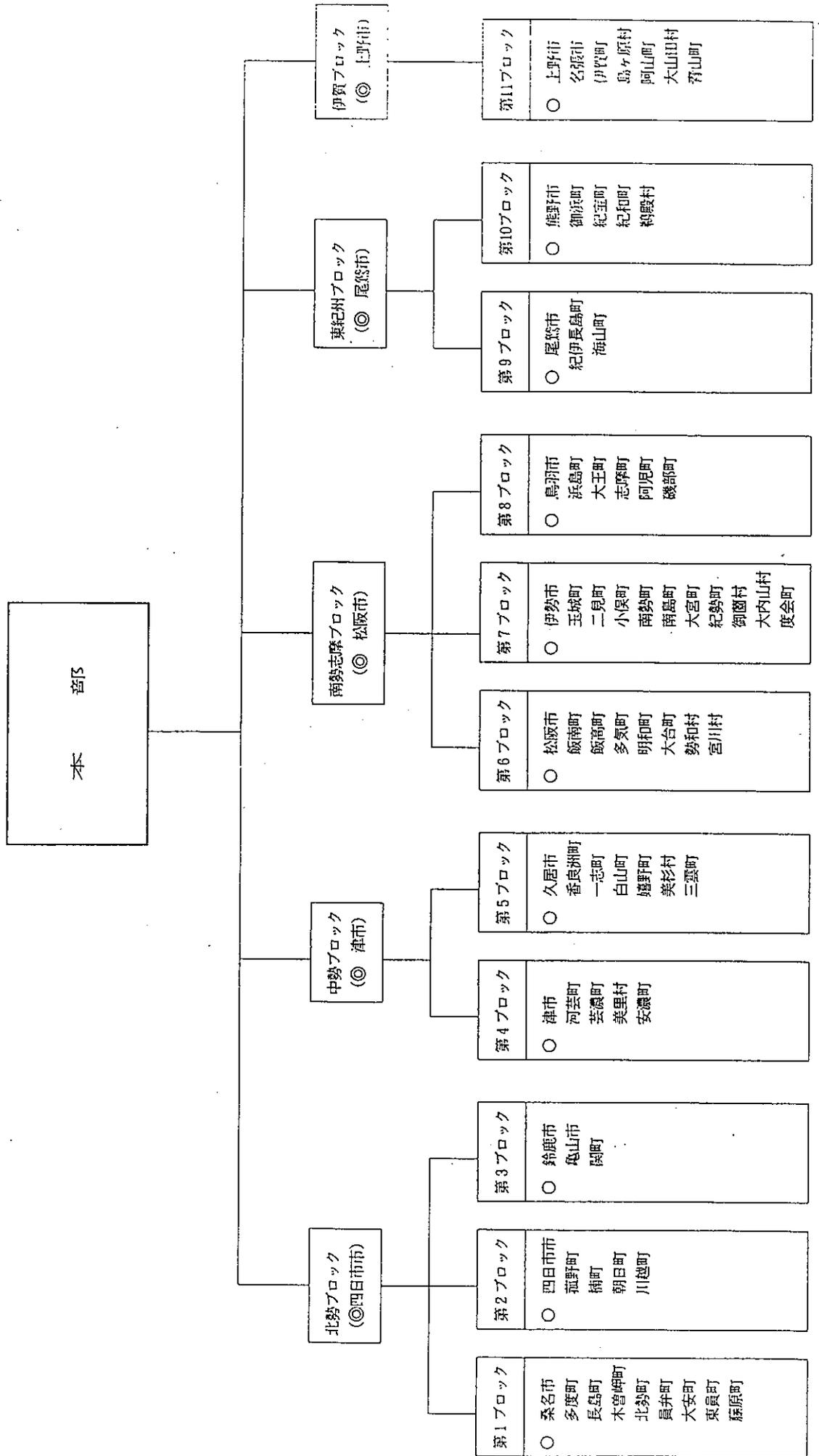


鶴殿村長

大岡



三重県水道災害広域応援組織図



◎ 幹事都市 (代表者)
○ 連絡都市

様

(市町村等名)

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について
このことについて、下記により応援を(要請・報告)いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町村等名 (事後報告のみ記載する)			
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台、 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 ()		
	応援復旧 資機材 () 応援職員 (監督員 人、配管工 人) 工事業者 (班 人)		
応援期間	日間 (月 日 ~ 月 日)		
応援場所 (集合場所)			
その他の要望及び注意事項 応急給水用水の確保 (可能、不可) 食糧、宿舎の確保等 ()			

2 連絡先 ()

3 連絡方法 ()

4 応援ルートの指定 (案内図を添付すること)

「三重県水道災害広域応援協定」の締結について

1 協定の目的

水道災害（相互）応援協定については、これまで県内の一部において地域単位で締結されていたが、先の阪神・淡路大震災の経験とクリプトスポリジウム対策実施の困難性等を踏まえ、より適切で迅速な対応を図るため、県内全市町村と県で構成される「三重県水道災害広域応援協定」を締結し、災害時応援体制の確立、応援の要請方法等を明確化するとともに、ブロックごとの水道災害対策の強化を推進するものである。

2 協定の主な内容

- (1) 県内市町村等が一体となり地震、濁水、事故等の水道災害時において応援活動を実施する。（第1条）
- (2) 県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロックに分け、ブロック単位の特色ある水道災害対策を促進させる。（第2条）
- (3) 大災害時における広域応援体制を確立する。（第3, 4, 5, 6条）
 - ① 三重県水道災害対策本部の設置
 - ② 三重県水道災害現地連絡本部の設置
- (4) 広域応援要請方法を確立する。（第8, 9条）
 - ① 被災市町村等からブロック代表市町村を通じ、本部へ応援を要請する。
 - ② 応援要請を受けた市町村等は、極力応援に応じる。
- (5) 市町村等が行う応援内容（第10条）
 - ① 応急給水作業
 - ② 応急復旧作業
 - ③ 応急給水及び復旧用資機材の供出
- (6) 応援活動に要する経費の負担等についての明確化（第12, 13, 14条）
 - ① 応援作業に要する費用は原則として受援市町村等が負担する。
 - ② 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は応援市町村等が負担する。

3 協定締結者

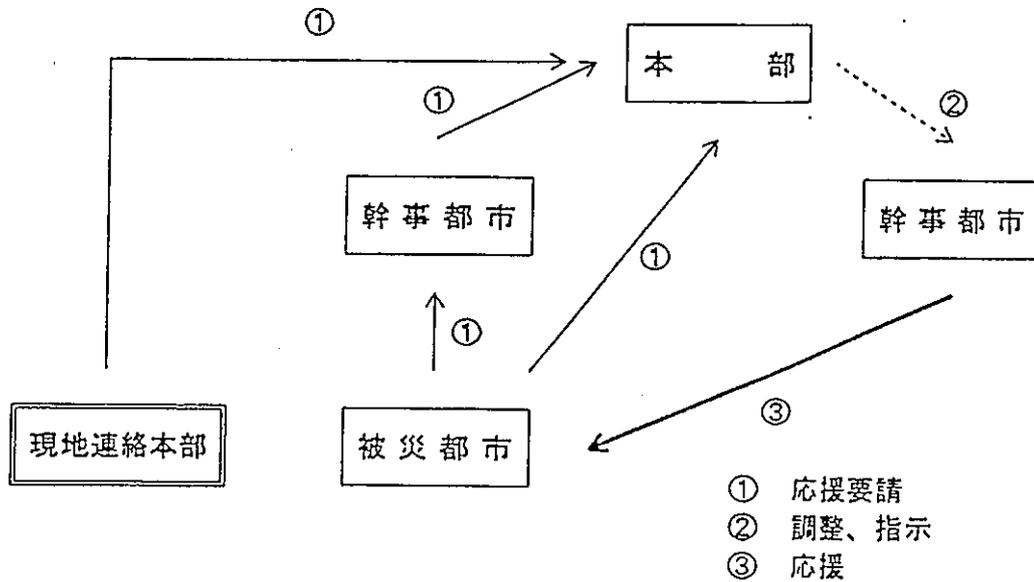
県及び69市町村

4 協定の締結日（調印日）

平成9年10月21日

〔参考〕

要請方法（第8，9条）



※ 役割

・三重県水道災害対策本部

指揮命令機関として情報を一元化し、すべての応急対策について、幹事都市とともに他機関との連絡調整に当たる。

・三重県水道災害現地連絡本部

必要に応じ、被災地の近くに設置し、本部との連絡調整及び現地での応急対策の指揮命令に当たる。

・幹事都市

三重県水道整備基本構想に基づくそれぞれのブロック（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀）の代表として、本部及びブロック内での連絡調整並びに応急対策の指揮命令に当たる。